

1 実施主体

東京都医療勤務環境改善支援センター

電話番号 03-6272-9345

(事務局：東京都福祉保健局医療政策部医療人材課 03-5320-4441)

2 フォローアップ実施方法

東京都医療勤務環境改善支援センターに属する医療労務管理アドバイザー又は医業経営アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）が電話又は訪問により、回答内容の確認及び必要に応じて適切な労務管理に向けた助言、取組状況等に関する相談対応等を行います。

回答内容によっては、継続的なフォローアップを実施させていただくこともあります。

3 フォローアップ対象病院

① 調査の問5「労働基準監督署から宿日直許可を受けていますか。」の問いに、

ウ 宿日直許可を申請したが、許可されなかった

エ 宿日直許可を申請していない（許可を受けていない）

のいずれかを回答した病院

② 調査の問6「直近1年間の時間外労働時間数が960時間以上の医師が1人以上いますか。」の問いに、

ア いる

と回答した病院

③ 調査の問6「直近1年間の時間外労働時間数が960時間以上の医師が1人以上いますか。」の問いに、

ウ わからない

と回答した病院

及び、問8「客観的な労働時間管理方法の導入状況について」の問いに、

イ 現在は導入していないが、導入を予定又は検討している、

ウ 導入しておらず、検討もしていない

のいずれかを回答した病院

④ 調査の問9「36協定を締結し労働基準監督署へ届け出ていますか。」の問いに、

ウ 届け出ているが、医師については対象としていない

エ 36協定を締結しておらず、届け出てもいない

のいずれかを回答した病院

及び、問10「医師に関する36協定等の自己点検について」の問いに、

エ 自己点検を実施しておらず、検討もしていない と回答した病院

- ⑤ 調査の問1 1「長時間労働者である医師・医師による面接指導を実施していますか。」の問いに、
エ 実施しておらず、検討もしていない
と回答した病院

4 主な助言内容等

上記3のフォローアップ対象病院に対しては、確認を実施したアドバイザーが下記のような趣旨から、必要な助言等を行います。(下記丸数字は、上記3に対応しています。)

- ① 宿日直許可を得ていない場合は、宿日直は時間外・休日労働として取り扱われるため、労働時間管理に注意が必要であること。
- ② 労働関係法の改正により、医師には2024(令和6)年4月から時間外労働時間の上限規制が適用され、原則、年間の時間外・休日労働時間数は960時間以下とすることが必要であること。
- ③ 労働関係法の改正により、今年度から医師についても勤務時間の客観的な方法による管理が義務となったことから、現状の時間管理方法をヒアリングし、必要な助言を実施することで、対応を促すこと。
- ④ わずかでも医師に時間外・休日労働を行わせる場合には36協定の締結が必要であることから、今後の36協定に関する方針をヒアリングし、必要な助言を実施することで、医師の勤務実態に即した対応を促すこと。
- ⑤ 前月の時間外・休日労働が80時間を超える者から申し出があった場合には、面接指導を実施する必要があることから、必要な助言を実施することで、長時間労働をしている医師への面接指導の実施を促すこと。

5 継続的なフォローアップについて

上記4の趣旨から1回目のフォローアップを実施させていただいた結果、特に③から⑤については、現行法に抵触する可能性が疑われる事項があった場合、解消に向けた取組状況に関する継続的なフォローアップを実施させていただくことがあります。

このフォローアップにつきましても、あくまで適切な労務管理を支援する目的で実施されるものであり、支援内容を労働基準監督署等の指導監査部門へ情報提供することはありませんので、趣旨を御理解いただいたうえで、御協力いただきますようお願い申し上げます。

6 フォローアップに係るアドバイザーからの連絡について

フォローアップについては、上記1で記載した電話回線(03-6272-9345)から東京都医療勤務環境改善支援センターのアドバイザーが連絡させていただき、身分(東京都医療勤務環境改善支援センターに所属するアドバイザーであること)を明らかにした上で実施することを原則とします。